

委員会提出議案第1号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年2月26日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 議会運営委員長 青山圭一

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「建設局」を「建設緑政局」に改め、同条第5号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提 案 理 由

川崎市事務分掌条例及び川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものである。